ケアマネさん応援！

令和7年度 品川区介護支援専門員 法定研修受講料補助事業

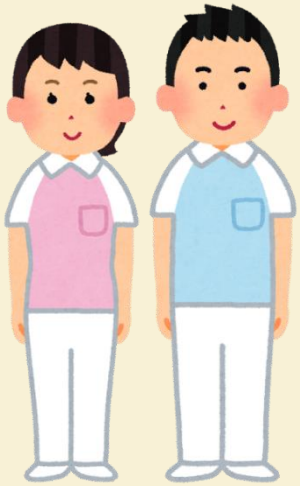

- 申請書類　P6をご覧ください
- 申請方法　品川区電子申請サービス
  （インターネットが利用できない場合のみ郵送・持参による受付可）

本資料は「品川区介護支援専門員法定研修受講料補助事業」を簡潔にまとめたものです。補助の申請にあたっては、本資料と合わせて要綱等の資料もご確認ください。（申請・様式等のダウンロードは品川区ホームページから）

＜お問合せ＞品川区高齢者福祉課介護人材確保定着支援担当
Tel：03-5742-3862（平日8時30分～17時15分）
Fax：03-5742-6881　〒140-8715 品川区広町2－1－36
E-mail：korefksh-jinzai@city.shinagawa.tokyo.jp

介護支援専門員法定研修受講料補助事業とは？

- 事業の目的

  ケアマネジャーの法定研修受講料を負担する区内介護事業所等に対して、その費用の一部を補助することで、人材確保・定着を促進します。

- 事業の概要

  【対象事業所】

  品川区内の介護保険施設、介護保険事業所

  【対象経費】

  対象事業所に勤務する介護支援専門員資格を活用する業務に①従事する者、②今後従事する見込みがある者が受講した法定研修受講料

- 補助の割合

  対象事業所が負担した額or法定研修の合計額を比較して少ない方の額の1/4
  ※東京都の補助（3/4）と併用することで**実質負担0円**に！

事業全体の流れ（一般的な例）

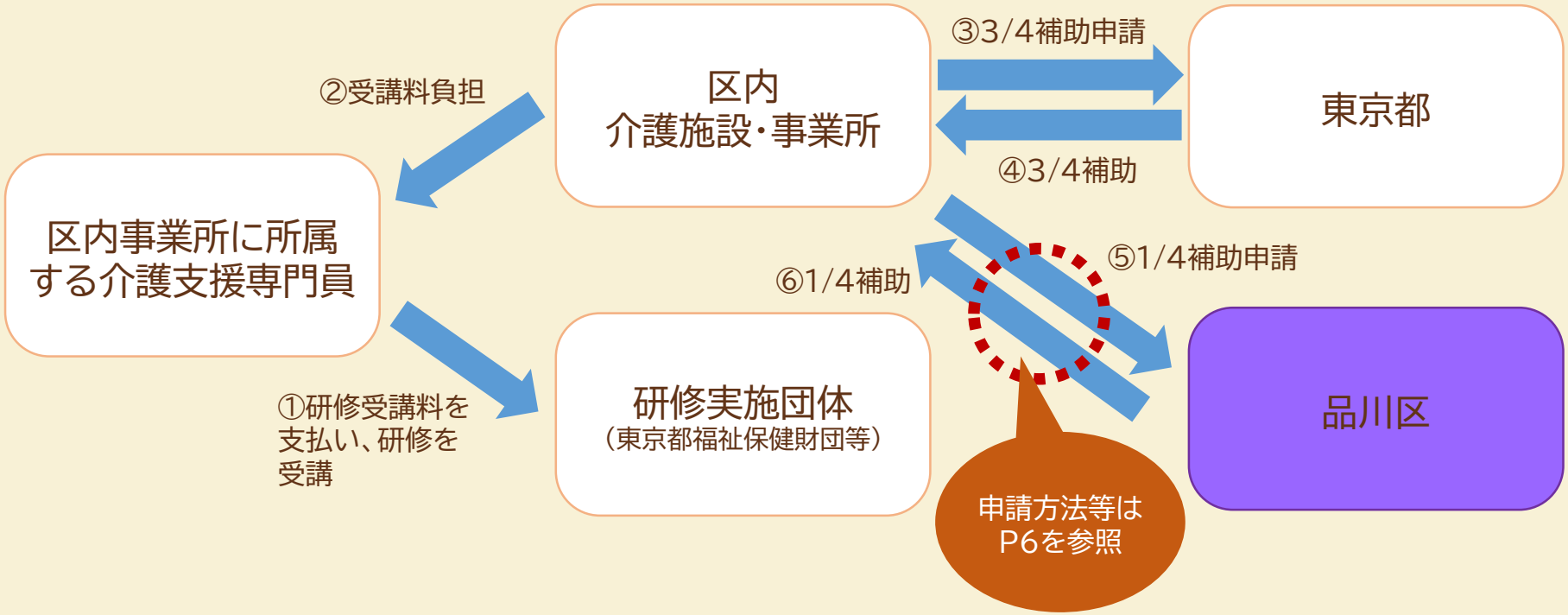

【注意事項】

・研修の申込みや受講の前でも申請は可能ですが、補助金の支払いは受講完了の報告後となります。

・研修受講者ではなく、介護施設・事業所が直接研修実施団体へ受講料を支払った場合も対象となります。

・東京都の補助を申請していない場合も品川区への申請は可能ですが、その場合も補助率は1/4となります。

・研修受講料を介護支援専門員個人が負担し、<u>介護施設・事業所が負担していない場合は本事業の対象外</u>です。

対象となる法定研修と介護保険施設・事業所（要綱第3・4条）

研修の区分
介護支援専門員実務研修
介護支援専門員更新研修
介護支援専門員現任研修
介護支援専門員再研修
主任介護支援専門員研修
主任介護支援専門員更新研修

介護保険施設・事業所の種別
居宅介護支援
地域包括支援センター
介護老人福祉施設
介護老人保健施設
介護医療院
（介護予防）特定施設入居者生活介護
（介護予防）小規模多機能型居宅介護
看護小規模多機能型居宅介護
（介護予防）認知症対応型共同生活介護
地域密着型特定施設入居者生活介護
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
その他品川区長が認める事業者

対象となる職員（要綱第5条）

- 従事する業務

  補助の交付申請をする年度中に、介護支援専門員資格を活用する業務*に従事している者（今後従事する見込みがある者を含む）が対象です。

  （＊）（予防）ケアプランの作成、要介護認定調査業務、ケアプラン点検業務など

- 雇用形態

  直接雇用されている者ならば、職種や常勤・非常勤、専従・兼務などは問いません。
  法人の役員は、資格を活用した業務に従事する者のみ対象です。

- 居住地や資格の登録地

  問いません。

申請から交付までの流れ

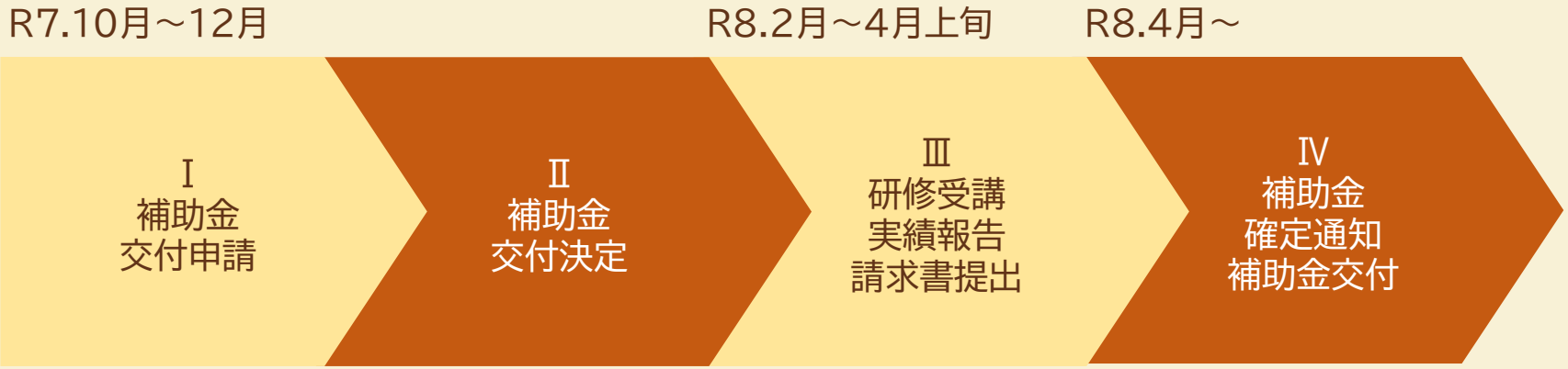

Ⅰ 補助金交付申請

①交付申請書（第1号様式）、②対象職員一覧（第1号様式別紙）、③法定研修受講決定通知（写し）、④介護支援専門員証または介護支援専門員試験合格通知（写し）⑤事業所または介護保険施設で勤務していることがわかる書類を提出してください。※申請は運営法人からお願いします。同一法人に複数の事業所がある場合も同様。

Ⅱ 補助金交付決定

区が提出書類を審査し、交付決定通知書（第2号様式）を申請者へ送付します。

Ⅲ 研修受講実績報告および請求書の提出

①実績報告書（第4号様式）、②対象職員一覧（4号様式別紙1）、③確認書（第4号様式別紙2）、④支払金口座振替依頼書、⑤法定研修修了証明書、⑥研修受講料を負担したことがわかる書類（領収書等）、⑦補助金交付請求書（第6号様式）を提出してください。

Ⅳ 補助金確定通知および補助金交付

区が提出書類を審査し、補助金確定通知書（第5号様式）を申請者へ送付します。区が指定の口座へ補助金を振り込みます。

介護支援専門員法定研修受講料補助事業 FAQ

Q1. 介護支援専門員の登録地が東京都以外であるが、品川区内の事業所で勤務している場合は、受講料補助の対象になりますか。

A1. 品川区内の補助対象事業所で勤務している場合は、介護支援専門員の登録地が東京都以外であっても受講料の対象者となります。また、受講料補助対象職員の居住地も問いません。

Q2. 品川区外の事業所で介護支援専門員の資格を活用した業務に従事しています。その場合でも補助対象になりますか。

A2. 補助対象職員は品川区内の補助対象事業所で、介護支援専門員の資格を活用した業務に従事している者（又は今後資格を活用する見込みがある者）です。よって従事先が品川区外の場合は、補助の対象職員とはなりません。

Q3. 品川区内の補助対象事業所で従事していますが、介護支援専門員と他の業務を兼務しています。その場合でも受講料補助の対象職員となりますか。

A3. 補助対象職員となります。補助事業実施要綱第7条（対象職員）に規定している介護支援専門員資格を活用した業務に従事している場合、補助対象職員の職種、常勤・非常勤、専従・兼務については問いません。

介護支援専門員法定研修受講料補助事業 FAQ

Q4. 介護支援専門員以外の配置ですが、ケアプランを作成しています。その場合は、補助対象職員となりますか。

A4. 介護支援専門員以外の配置であっても、補助事業実施要綱第5条（対象職員）に規定している介護支援専門員資格を活用した業務に従事している場合は、補助対象職員となります。

Q5. 現在、補助対象事業所の管理者として勤務していますが、受講料補助の対象となりますか。

A5. 補助事業実施要綱第5条（対象職員）に規定している介護支援専門員資格を活用した業務に従事している場合は、補助対象職員となります。

Q6. 補助対象事業所の法人代表者として勤務していますが、補助対象職員となりますか。

A6. 補助対象事業所の役員（法人代表者）であっても、補助事業実施要項第5条（対象職員）に期待している介護支援専門員資格を活用した業務に従事している場合は、補助対象職員となります。

介護支援専門員法定研修受講料補助事業 FAQ

Q7. 介護支援専門員業務に従事はしていないが、介護保険サービス業務（例：介護職員など）に従事している場合は補助対象職員となりますか。

A7. 補助事業実施要綱第5条（対象職員）に規定している介護支援専門員資格を活用した業務に従事していないため、補助対象職員となりません。

Q8. 交付申請を行ったが、補助対象職員の中に法定研修を受講できなかった者がいます。その場合でも、補助対象職員となりますか。

A8. 補助対象職員となりません。
補助対象職員は、法定研修を修了した者となります。よって交付申請内容に法定研修を修了できなかった者への負担分が含まれている場合は、変更交付申請または実績報告時に当該対象者を除く必要があります。

Q9. 令和7年度以前に負担をした法定研修受講料は、受講料補助の対象となりますか。

A9. 受講料補助の対象となりません。
補助の対象となる年度は補助対象職員が令和7年度受講分として研修実施団体に納入した法定研修受講料となります。

介護支援専門員法定研修受講料補助事業 FAQ

Q10. 交付申請の対象職員が複数の事業所で勤務をしている場合、どのように申請すればよろしいですか。

A10. 交付申請の対象職員の主たる勤務先の事業所を運営している法人が申請を行ってください。

Q11. 法定研修の受講申込時にA事業所で勤務。法定研修終了後にB事業所でも勤務を開始した。A事業所、B事業所どちらも対象職員に法定研修の受講料負担を行った。その場合、両事業所は補助金の交付申請を行うことは可能ですか。

A11. 交付申請をすることができる事業所は、対象職員が法定研修実施団体に受講料を納入した時点で勤務している主たる事業所になります。よって、この場合はA事業所が交付申請をすることができます。

Q12. 厚生労働省が行っている、教育訓練給付金制度の補助を受けている場合であっても、補助金の交付申請を行うことは可能ですか。

A12. 交付申請を行うことは可能です。
ただし、交付申請額は、法定研修受講料の金額から教育訓練給付金補助額を引いた額を基準額とし、その額から実際に事業所が負担した額を申請します。

介護支援専門員法定研修受講料補助事業 FAQ

Q13. 法定研修受講料について、研修実施団体または東京都以外の地方公共団体による減額を受けた場合は、補助金対象となりますか。

A13. 補助対象となります。
その場合、条例等で定められた法定研修受講料から当該減額分を差し引いた金額が、補助基準額になります。

Q14. 品川区が行う介護支援専門員法定研修受講料補助と併用して他の補助金を申請することは可能ですか。

A14. 厚生労働省が行っている、教育訓練給付金制度の補助と東京都介護支援専門員法定研修受講料補助のみ併用可です。